

山口県環境基本計画

第3次計画

健全で恵み豊かな環境の保全と創造をめざして

～安心・安全で持続可能な社会づくり～

概要版



平成25年(2013年)10月
山 口 県

山口県環境基本計画(第3次計画)の概要

改定の趣旨

第2次環境基本計画（平成16年3月改定）

【基本目標】 健全で恵み豊かな環境の保全と創造

～今ある環境をより豊かなものとして将来の世代に引き継ぐために～

【長期的目標】 ①環境への負荷の少ない循環型社会の形成

②自然と人が共生する豊かでうるおいのある環境の確保

③すべての主体の連携・協働による環境保全活動の推進

④地球環境の保全と国際協力の推進

○環境を巡る社会情勢の変化への的確な対応

・国の第4次環境基本計画の策定

・省エネ・節電に向けた全国的な取組等への対応

・本県の環境に関連する重要な計画の策定等との整合

○環境先進県としての取組をさらに発展

・再生可能エネルギーや次世代自動車の導入促進

・環境関連産業の育成・振興

・環境学習の推進等による人づくり・地域づくり

○生物多様性の取組を再整理

・生物多様性基本法に規定する地域戦略として位置づけ

環境基本計画の改定

計画の位置づけ

山口県環境基本条例

第3次環境基本計画

《環境分野の個別計画》

- ・地球温暖化対策実行計画
- ・循環型社会形成推進基本計画
- ・再生可能エネルギー推進指針 等

【計画の役割】

○山口県環境基本条例第9条に基づき、すべての主体が共通認識のもと、恵み豊かな環境の保全や次世代への継承に向け、全県的に取り組むための大綱

○県行政の各部門における関連施策を体系化し、総合的かつ計画的な推進を図るための環境施策の基本となるもの

○県民、関係団体、事業者、行政等の積極的な連携、協力のもと、環境の保全に関する取組を進めるための指針

計画の期間

平成25年度～平成32年度（8年間）（4年を目途に見直し）

基本目標

健全で恵み豊かな環境の保全と創造 ～安心・安全で持続可能な社会づくり～

環境基本条例の基本理念
や国第4次環境基本計画
の内容を踏まえ設定

長期的 目標

- ①健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築
- ②県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
- ③豊富な自然特性や多様な産業特性を活かした持続的発展可能な社会の構築
- ④快適で潤いある環境を守り、育む人づくり・地域づくりの推進

施策の展開

再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進

- 再生可能エネルギーの導入促進
- エネルギーの有効活用の推進
- 地球温暖化対策の推進
- 省エネ・節電等による環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築

循環型社会の形成

- 3Rの推進
- 適正処理の推進
- 普及啓発及び情報提供や地域での連携・協働

いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

- 豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進
- 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進
- 行動できる人財の養成と多様な主体の取組の促進

大気・水環境等の保全

- 大気環境の保全、騒音・振動の防止
- 水環境の保全
- 土壤環境の保全
- 化学物質等の適正管理の推進
- 環境放射線対策の推進

環境関連産業の育成・集積

- 产学研公連携による省エネ・省資源型製品の開発等の支援
- 水素等新エネルギーの利活用促進等による新たな産業の創出
- 再生可能エネルギー関連産業、資源循環型産業、次世代自動車関連産業の育成支援
- 持続可能な農林水産業の振興

環境に関する人づくり・地域づくりの推進

- 環境教育・環境学習の推進
- 多様な主体の参画・連携・協働による取組の推進
- 環境マネジメントの推進
- 里山、里海づくりを通じた良好な景観や歴史的環境の保全

山間部～中山間地域

住宅地～商業地～工業地

海岸～海洋

森林整備の推進



再生可能エネルギーの導入



地球温暖化防止・3R運動の推進



瀬戸内海の環境保全

自然との共生



里山づくりの推進



自然との共生

次世代自動車の普及拡大

スマートコミュニティの構築



再生可能エネルギーの導入

海岸漂着物対策の推進



施策体系

I 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進

1 再生可能エネルギーの導入促進

- (1) 総合的な取組の推進
- (2) 太陽光発電の普及拡大
- (3) バイオマスの活用促進
- (4) 小水力発電の設置促進

2 エネルギーの有効活用の推進

- (1) スマートコミュニティの促進
- (2) 新エネルギーの研究、利活用の促進
- (3) 工場におけるスマート化の促進

3 地球温暖化対策の推進

- (1) 総合的な取組の推進
- (2) CO₂削減県民運動の推進
- (3) 次世代自動車等の普及促進
- (4) 二酸化炭素排出削減に向けた社会システム構築の推進
- (5) オゾン層の保護対策等の推進

4 省エネ・節電等による環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築

- (1) 省エネ・節電の促進
- (2) 地産地消の推進
- (3) 県自らの省エネ・節電の推進
- (4) エコスクールの整備促進

IV 大気・水環境等の保全

1 大気環境の保全、騒音・振動の防止

- (1) 工場・事業場対策の推進
- (2) 自動車排出ガス対策の推進
- (3) 光化学オキシダント対策の推進
- (4) PM2.5対策の推進
- (5) アスベクト対策の推進
- (6) 悪臭対策の推進
- (7) 工場・事業場騒音・振動対策の推進
- (8) 自動車騒音・振動対策の推進
- (9) 新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進
- (10) 近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進

2 水環境の保全

- (1) 生活排水対策の推進
- (2) 工場・事業場対策の推進
- (3) 河川・湖沼水質保全対策の推進
- (4) 海域の保全対策の推進
- (5) 濱戸内海の富栄養化防止対策の推進
- (6) 地下水の汚染対策の推進
- (7) 保水能力の向上
- (8) 安心・安全な水道水の供給

3 土壌環境の保全

- (1) 土壤汚染対策の推進
- (2) 農用地の土壤汚染対策

4 化学物質等の適正管理の推進

- (1) 化学物質等の適正な管理
- (2) 農薬による危被害防止
- (3) ダイオキシン対策

5 環境放射線対策の推進

II 循環型社会の形成

1 3Rの推進

- (1) リデュースの推進
- (2) リユースの推進
- (3) リサイクルの推進

2 適正処理の推進

- (1) ダイオキシン類対策の推進
- (2) 広域的なごみ処理の促進
- (3) 海岸漂着物の適正処理体制の確保
- (4) 災害廃棄物の適正処理体制の確保
- (5) P C B 廃棄物処理の推進
- (6) 処理施設等に対する監視指導の強化等
- (7) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保
- (8) 公共関与による広域最終処分場の整備促進
- (9) 処理施設設置に係る事前調整の推進等
- (10) 優良な産業廃棄物処理業者の育成・周知

3 普及啓発及び情報提供や地域での連携・協働

- (1) 学校や地域社会での環境教育・環境学習の推進
- (2) 県民への意識啓発・情報提供
- (3) 里山における未利用資源や食品廃棄物の利活用

III いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

1 豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進

- (1) 優れた自然環境の保全
- (2) 希少野生動植物の保護
- (3) 野生鳥獣の保護・管理
- (4) 外来種対策の推進
- (5) 豊かな森林づくりの推進
- (6) 里山・里海の保全・再生
- (7) 身近な緑の保全・創出
- (8) 水質(清流)の保全
- (9) 森・里・川・海を育む流域づくりの推進
- (10) 天然記念物の保護・管理

2 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進

- (1) 循環型農業の推進等
- (2) 開発事業等における配慮

3 行動できる人財の養成と多様な主体の取組の促進

- (1) 普及啓発の推進
- (2) 自然と人のふれあいの確保
- (3) 地域固有の自然資源を活用した地域づくりの推進
- (4) 生物多様性の環境教育・環境学習の推進
- (5) 地球温暖化対策の推進

V 環境関連産業の育成・集積

1 産学官連携による省エネ・省資源型製品の開発・事業化の支援

2 水素等新エネルギーの利活用促進等による新たな産業の創出

3 再生可能エネルギー関連産業、資源循環型産業の育成支援

- (1) 再生可能エネルギー関連産業の振興
- (2) 資源循環型産業の育成支援

4 次世代自動車関連産業の育成支援

- (1) 充電インフラの整備促進とEVの利活用による産業振興
- (2) 水素ステーションの設置と燃料電池車の導入促進等

5 持続可能な農林水産業の振興

- (1) 持続可能な農林水産業の振興に関する全般的な事項
- (2) 循環型農業等の推進
- (3) 県産木材・間伐材の利用促進による林業の振興
- (4) 豊かな漁場の維持管理による水産業の振興

VI 環境に関する人づくり・地域づくりの推進

1 環境教育・環境学習の推進

- (1) 環境教育・環境学習の基盤整備
- (2) 幅広い場における環境学習の推進
- (3) 学校における環境教育の推進

2 多様な主体の参画・連携・協働による取組の推進

- (1) 県民、NPO・民間団体等の自主的取組の促進
- (2) 各主体との連携・協働による取組(パートナーシップ)の推進

3 環境マネジメントの推進

4 里山、里海づくりを通じた良好な景観や歴史的環境の保全

- (1) 景観の保全と創造
- (2) 歴史的・文化的環境の保全
- (3) 自然とのふれあいの場や機会の充実
- (4) 都市と農山漁村との交流
- (5) 里山、里海づくりの推進

VII 共通的・基盤的施策の推進

環境影響評価の推進

公害防止体制の整備(公害苦情処理・公害紛争処理)

環境情報の収集と提供

環境に配慮した取組の推進

調査研究、監視・測定の充実

国際協力の推進

主な目標

I 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進

- 太陽光発電(一般家庭等)導入
(H24)113,048kW→(H32)225,000kW
- 中小水力発電の導入
(H24)25か所→(H32)33か所
- バイオマス発電の導入
(H24)80,166kW→(H32)84,146kW
- 山口県地球温暖化対策実行計画に基づき、県内の温室効果ガスの排出を削減

II 循環型社会の形成

- 1人1日当たりの家庭排出ごみ
排出量
(H23)557g/日→(H27)520g/日
- 一般廃棄物のリサイクル率
(H23)27.9%→(H27)40.0%
- 一般廃棄物の最終処分量
(H23)51千t/年→(H27)38千t/年
- 産業廃棄物の総排出量
(H20)8,179千t/年
→(H27)8,097千t/年

III いのちと暮らしを支える 生物多様性の保全

- 希少野生動植物保護支援員数
(累計)
(H24)741人→(H32)1,000人
- 水源の森の整備
(H24)22,054ha→(H32)28,000ha
- 豊かな流域づくり取組箇所数
(H25)3か所→(H32)8か所
- 生物多様性の認知度
(H24)28.6%→(H32)75.0%以上

IV 大気・水環境等の保全

- 大気、水質等の環境基準の達成・維持
- 地下水、騒音、土壤汚染等の環境基準の向上
- ダイオキシン類排出量
(H22)H9比 99%削減
- PM2.5に係るきめ細かな情報提供や広域的な汚染状況の把握

V 環境関連産業の育成・集積

- 水素ステーションの設置
(H32)4か所
- 水素利用量
(H22)27万Nm³/年→
(H32)50万Nm³/年
- EV等次世代自動車(当該年度の新車販売台数に占める割合)
(H24)15%→(H32)50%
- EV用急速充電器
(H24)23基→(H28)90基

VI 環境に関する人づくり・ 地域づくりの推進

- 環境学習講師登録者数
(H24)168人→(H32)200人
- 環境学習参加者数
(H24)57,273人→(H32)66,000人
- 自然環境学習参加者数
(H24)11,467人→(H32)13,000人
- T S C 4,010取得等団体数
(H24)324団体→(H32)400団体

重点プロジェクト

計画の基本目標の実現を目指し、県として、より積極的に取り組む8つの「重点プロジェクト」を設定し、推進します。

1 再生可能エネルギーの導入促進

「山口県再生可能エネルギー推進指針」に基づき、県民、事業者、市町等と一体となって、地球温暖化対策に有効で、産業振興等にも寄与する太陽光、小水力、バイオマス等再生可能エネルギーの総合的、計画的な導入を促進します。

【主な取組】

太陽光発電、小水力発電、バイオマス、スマートコミュニティ等の導入促進



3 循環型社会形成の推進

「山口県循環型社会形成推進基本計画」に基づき、3Rや廃棄物の適正処理を推進します。また、廃棄物の資源化やリサイクル分野の環境産業の育成を促進します。

【主な取組】

3Rの推進、海岸漂着物の適正処理体制・不法投棄等不適正処理防止体制の確保、廃棄物の資源化、リサイクル分野の環境産業育成の促進 等



5 未来へつなぐ生活環境の保全の推進

さわやかな空気、きれいな水、快適な生活空間の保全に努め、良好な生活環境を未来へつなげるため、日常生活や事業活動に伴い発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、土壤汚染物質、化学物質等の排出削減、適正管理・処理の促進や県民への迅速な情報提供に取り組みます。

【主な取組】

大気・水質等の生活環境の保全、常時監視と迅速な情報提供、環境美化の推進 等



7 EV等次世代自動車の利活用促進

排出ガスの削減による地球温暖化対策や観光振興、中山間地域対策等の多方面での効果が期待されるEV等次世代自動車や、充電器の導入を促進するとともに、幅広い利活用方策の検討や事業化に取り組みます。

【主な取組】

EV等次世代自動車・充電器の導入促進、地域特性・産業特性等に応じたEV等次世代自動車の利活用方策の検討・事業化 等

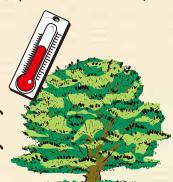


2 「低炭素社会」構築の推進

産業・運輸・民生等の各部門における温室効果ガスの排出状況を踏まえながら、排出の削減と吸収源の確保の両面から、すべての主体において実効性の高い取組を実施し、「低炭素社会」の構築に向けた温室効果ガスの率先した削減に取り組みます。

【主な取組】

CO₂削減効果が高い県民運動の推進、CO₂削減社会システムの普及・定着、総合的なCO₂吸収源対策の推進 等



4 「自然共生社会」実現に向けた連携・協働の促進

生物多様性が保全された「自然共生社会」の実現に向け、「生物多様性やまぐち戦略」に基づき、県民や民間団体、事業者、学識経験者に加え、国や関係県、市町等が連携・協働した取組を促進します。

【主な取組】

自然環境の保全・活用、野生動植物の保護・管理、行動できる人財の養成、豊かな流域づくり 等

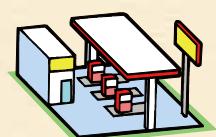


6 水素利活用の促進

液化水素製造工場の立地メリットを活かし、今後の液化水素活用モデルとなる「液化水素ステーション」の誘致に取り組むとともに、水素利活用による産業振興や地域づくりの推進を図ります。

【主な取組】

液化水素ステーションの誘致、水素供給インフラの整備、产学研公連携による水素関連製品の開発促進、水素ステーションを核とした地域づくり 等



8 環境「人財」づくりの推進

環境について考え、環境配慮の取組を幅広く実践できる「人財」を、地域を支え、未来を造る「財産」として育んでいくため、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場において、子どもから大人までを対象とした、環境学習の機会の一層の充実を図ります。

【主な取組】

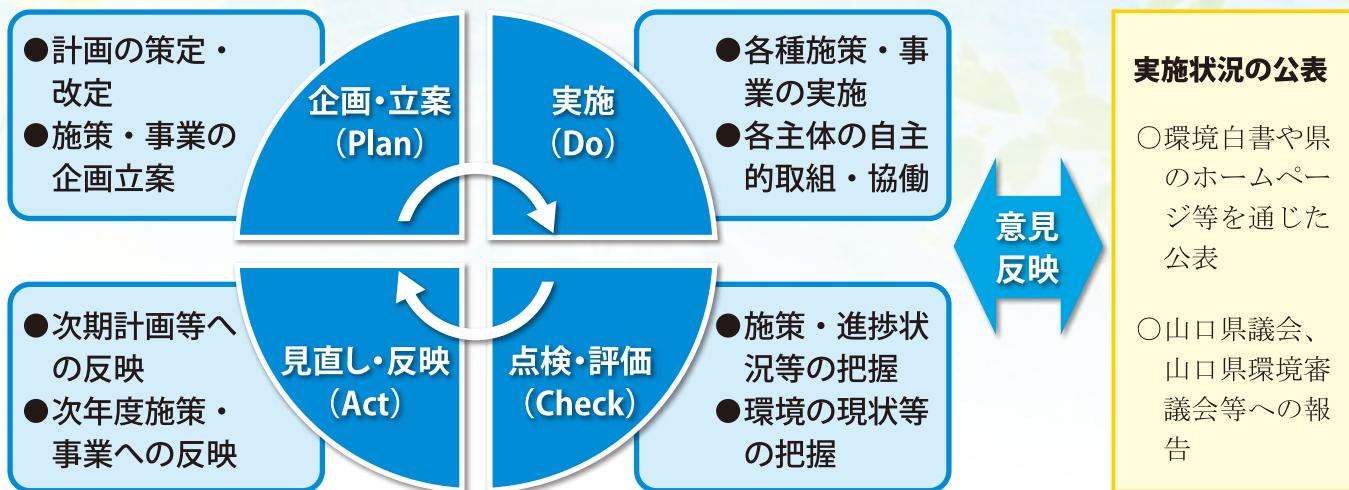
人財の育成と活用、プログラムの充実と活用、参加の場や機会づくり、効果的な情報提供 等



計画の推進

「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」の実現を目指し、安心・安全で持続可能な社会づくりを進めていくため、県民、NPO・民間団体、事業者、大学・研究機関、市町、県等、すべての主体が、自主的な取組を進めるとともに、それぞれの役割や能力に応じて、連携・協働のもと、様々な活動に取り組むものとします。

また、施策の実施状況や環境の状況については、毎年度、「環境白書」や県のホームページ等を通じて公表し、県民への周知を図ります。



推進体制

県民運動の推進母体である「環境やまぐち推進会議」を中心に、県民、事業者、行政等が連携して実践的な活動を進めます。また、県庁内においては、「山口県環境政策推進会議」において、連携・調整、進行管理等を行い、施策・事業の総合的な推進に努めます。

【県民運動
推進母体】

環境やまぐち推進会議

実践活動

【県庁内推進体制】

連携

山口県議会



意見

山口県環境審議会



報告
質問
答申
意見

山口県環境政策推進会議

- 環境の保全と創造に係る施策の総合的推進・調整・進行管理
- 山口県庁エコ・オフィス実践プランの進行管理

環境生活部

- 環境の保全と創造に係る施策・事業の実施
- 環境関連施策の評価、取りまとめ

各部局

- 環境保全のための事業実施
- 各事業における環境配慮

施
策
の
推
進



山口県環境生活部環境政策課

〒753-8501 山口市滝町1-1 TEL083-933-2690

URL:<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/index/>